

第5次亀岡市総合計画 令和6年度行政評価シート

主管室・部/課/係	室・部	政策企画部 まちづくり推進部	課	企画調整課 建築住宅課	係	SDGs・企画推進係 空家対策係
担当者	剛谷 将伍		直通	25-5006 56-8520	内線	2113 3397

①整理番号	章	Ⅰ	節	3	具体的施策No. 施策名	④25コミュニティ・市民協働・移住定住	
②事業No.事業名	29.移住促進特別区域を中心とした空き家利活用の推進及び移住希望者の案内強化事業				事業実施 期 間	R3	～ R7
③新規・継続	継続	④事業区分	単独	国補助率	-	府補助率	-
⑤広域連携の取組 (該当する場合はチェック)							

①活動指標（アウトプット指標）及び成果指標（アウトカム指標）

活動指標値	移住促進特別区域への移住希望者の案内数	成果指標値	移住促進特別区域の移住者獲得組数
-------	---------------------	-------	------------------

②現地視察（8/28開催）時メモ

◆地域に移住者が増えているが、そうした方との交流はあるか。⇒移住相談のタイミングで地域の方と繋がることができ、相談することができる。 ◆亀岡市の移住・定住の促進のため、どのような取組が必要だと考えるか。⇒移住の要因に子育て環境がある。亀岡市では小規模特認校制度や、自然保育など地域の特色を活かした取組があり、亀岡市の子育て環境を体験してもらう例えば、保育園の留学制度があればよいのではないかな。 ◆価値に気づかれず、取り壊される古民家が多い印象である。⇒移住希望者が多い反対に、売買、賃貸が可能な空き家が少ない状況である。これは、空き家を手放すことにネガティブなイメージを持たれている方が多い。そのため、今年度から空き家を手放すことが、地域を活性化させるというポジティブなイメージに転換させるため、自治会を対象に「空き家発掘勉強会」をスタートした。 ◆空き家を手放すことに抵抗がある方には、売却だけではなく宿泊施設としての活用や賃貸として貸し出すなどの手段も周知することが必要ではないか。 ◆お試し移住体験の制度があっても良いのではないかな。

③市民意見募集（9/13～10/18まで）の結果

意見なし。

④第3回進行管理部会（10/8開催）での委員意見

■登録空き家を増やさなければ、移住者の受け皿がないという現状を解決できない。空き家を提供しやすくなる支援制度（補助金の増額や条件緩和など）の充実をさらに進めていく必要がある。 ■成果指標（アウトカム）については、地域の学校や園が存続できたこともアウトカムになりうると考えられる 空き家所有者のマインドの変化をどのように捉えるのかは難しいが、それも成果指標になりうるのではないかな。 ■空き家の改修には金融機関との連携も欠かせない。ZEH化等への補助金など、金融機関と連携することにより、移住者の負担軽減や市内事業者への経済波及効果も期待できるため、パートナーに加えると良いのではないかな。 ■移住者の方は亀岡市の施策に共感し転入されていると考えられる。既存の市内在住者が見落としている価値を、市民へ伝えるための重要なパートナーと位置付けた市内向け広報にも取り組んでいただきたい。首都圏や大阪等に居住する市内出身者とのつながりを継続するような取組を続けていくことで、将来的なUターンなどにも繋げてほしい。 ■移住者を受け入れてみてどうだったか、空き家を貸してみてもうどうだったか、地域側のインタビューも充実させることが必要と考える。
--

⑤理事者ヒアリング（12/24開催）での担当説明及び市長・副市長評価・今後の方針等

【担当説明等】 ●令和3年度から転入超過が続いており、移住希望者が増加傾向の中で、空き家バンクの登録物件数が少ない現状があり、空き家所有者自身も空き家を手放すことに対してネガティブなイメージを持っている人が多い。そういった意識を変えるために、空き家の発掘勉強会を開催し、空き家所有者への説明を行った。 ●次年度以降も、空き家を手放すことに対する意識改革に繋がる取組を積極的に進めていきたい。 ●空き家の物件の紹介と併せて地域を紹介し、良いことも悪いことも伝えたいので、移住を検討いただき、地域とのアンマッチがないように行政が介入している。 【市長・副市長評価・今後の方針等】 ●令和6年度から、不動産業者の仲介手数料制度が大きく変わり、800万円未満の空き家を売却する場合、不動産業者が請求できる報酬の上限が高くなり、これまで空き家を取り扱うと損をしてしまうケースが多かったが、不動産業者にとって多少メリットがあるようになった。 ●不動産業者を対象とした空き家の掘り起こし等についての勉強会なども考えられるのではないかな。 ●固定資産税の情報から空き家の存在について行政が一定把握することができるため、行政から直接空き家所有者に対してアプローチする必要がある。

⑥第4回進行管理部会（3/7開催）での委員意見

●農家住宅に住むことができないことで都会からの移住者を逃しているのではないかな。 ●農地転用手続きの煩わしさや仕組みの複雑さを軽減するためにわかりやすい資料を作成する等の工夫が必要である。

第5次亀岡市総合計画 令和6年度行政評価シート

主管室・部/課/係	室・部	総務部	課	自治防災課	係	消防係
担当者	窪田 哲士		直通	22-0119	内線	

①整理番号	章	2	節	2	具体的施策No. 施策名	②10防災・消防・危機管理	
②事業No. 事業名	47.消防団員確保推進事業				事業実施 期 間	R3	～ R7
③新規・継続	継続	④事業区分	単独	国補助率	-	府補助率	-
⑤広域連携の取組 (該当する場合はチェック)							

①活動指標（アウトプット指標）及び成果指標（アウトカム指標）

活動指標値	団員募集に係る周知・啓発	成果指標値	消防団員の実員数
-------	--------------	-------	----------

②現地視察（8/28開催）時メモ

現地視察の実施なし。

③市民意見募集（9/13～10/18まで）の結果

意見なし。

④第3回進行管理部会（10/8開催）での委員意見

■消防団の必要性を理解されていない人が多いと感じる。消防団が地域の人に尊敬されるようPR啓発を願いたい。 ■近年、災害が激甚化するなかで、小学生から段階を経た理解促進や、団員募集に際して大学生や女性、外国人を勧誘することは、旧村落部の団員の高齢化、新興住宅地で団員の募集事業の難しさがあるなかで良い案と考える。 ■具体的に消防団がどのようなことをを行っているのか消防団を身近に感じる取り組みや、「楽しい」を入り口とした地域防災・消防団と出会う仕組みづくりにも期待したい。 ■団員確保のため、現在の活動を精査して簡素化することや活動を広く知ってもらうための広報活動の充実を期待します。
--

⑤理事者ヒアリング（12/24開催）での担当説明及び市長・副市長評価・今後の方針等

【担当説明等】 ●消防団のPRについては、昨年度から消防団の活動をアピールできる場として亀岡高校に出前授業を行い、新たに南丹高校にも活動を広げていきたいと考えている。 ●防災フェスタ等で消防団に放水訓練等を披露いただき、活動をPRし、消防団に入りたいと思ってもらえる働きかけを行ってきたい。 ●大学生や女性、外国人の団員獲得については、京都先端大学亀岡キャンパスに働きかけたところ、直接的な団員の募集行為はNGだったため、同大学の太秦キャンパスにおいて、学生の消防団である「京都学生FAST」が活動を行っており、亀岡キャンパスでも、そのような活動の中で呼びかけを行っていきたい。 【市長・副市長評価・今後の方針等】 ●団員のなり手を増やすためには制限を緩める必要がある。消防団に対しては、厳しいというイメージが強いため、そうしたイメージを変える取り組みが必要である。 ●目標値の設定から20年以上が経過し、この間人口減少も進んでいる中で、900人という目標数値が適正なのか考える必要がある。 ●有事の際に消防団として実際に活動ができる人がどれほどいるのかを実態調査し、団員の整理が必要である。 ●消防団の必要性や実際の取組について理解をしている人が少ない。消防団の活動についてもっと伝えていく方法を検討する必要がある。

⑥第4回進行管理部会（3/7開催）での委員意見

●火災が起きた際に消防団でなくても行ける人が駆けつけないと間に合わない。そのようにしていかないと成り立たないのではないかな。 ●1人の団員を確保するよりも100人の心肺蘇生ができる人を増やす方が良い。 ●企業の自衛消防隊については、地域の消防団との交流があるのかも含めて実態を把握することが必要ではないか。 ●自主防災会の役割が昔のままになっていることが問題である。消防団や自主防災会のあり方を見直す必要がある。

第5次亀岡市総合計画 令和6年度行政評価シート

主管室・部/課/係	室・部	総務部	課	自治防災課	係	消防係
担当者	窪田 哲士		直通	22-0119	内線	

①整理番号	章	2	節	2	具体的施策No. 施策名	②防災・消防・危機管理	
②事業No. 事業名	48.消防団活動強化事業				事業実施 期 間	R3	～ R7
③新規・継続	継続	④事業区分	単独	国補助率	-	府補助率	-
⑤広域連携の取組 (該当する場合はチェック)							

①活動指標（アウトプット指標）及び成果指標（アウトカム指標）

活動指標値	①資機材の配備 ②各種訓練	成果指標値	各種訓練の参加者数
-------	------------------	-------	-----------

②現地視察（8/28開催）時メモ

現地視察の実施なし。

③市民意見募集（9/13～10/18まで）の結果

意見なし。

④第3回進行管理部会（10/8開催）での委員意見

■消防団活動に必要な質機材は、発災時に欠かすことができないので計画的な更新を願う。 ■今後、若者や女性、外国人も団員として構成される可能性があり、ホースや小型ポンプ積載車以外にも必要な質機材が出てくる可能性がある。
--

⑤理事者ヒアリング（12/24開催）での担当説明及び市長・副市長評価・今後の方針等

【担当説明等】 ●現在、小型ポンプ積載車の数が充足しておらず、十分な配置ができていないため、緊急防災減災事業債を活用しながら増強を行っていきたい。 ●女性や学生の消防団参画ということもあり、軽可搬ポンプを導入するなど資機材についてはこれまでから臨機応変に対応しているため、引き続き資機材の確保に努めていきたい。 【市長・副市長評価・今後の方針等】 ●団員の訓練については、形式的な訓練ではなく中継訓練など実践的な訓練を引き続き取り入れる必要がある。 ●資機材の導入に伴い、講習等も継続して取り組むべきである。

⑥第4回進行管理部会（3/7開催）での委員意見

●消防士としての訓練なのか、消防団や自主防災会の訓練かによって訓練の内容が変わるため、訓練の内容を見直すべきではないか。 ●タウンミーティングの際に消防団の募集も一緒にやれるといいのではないか。 ●市役所職員の団員に消防団や自主消防組織の実態をヒアリングしてはどうか。 ●小型ポンプ積載車の充足も大事だが、各家庭に消火器の設置を進めるような取り組みが必要ではないか。
--

第5次亀岡市総合計画 令和6年度行政評価シート

主管室・部/課/係	室・部	生涯学習部	課	生涯スポーツ課	係	生涯スポーツ係
担当者		山口 諒	直通	25-5055	内線	2273

①整理番号	章	4	節	3	具体的施策No. 施策名	㊦44市民のスポーツ機会の充実	
②事業No. 事業名	203.幼児期・児童期から高齢者、障がい者のスポーツ機会創出事業			事業実施期間	R3	～	R7
③新規・継続	継続	④事業区分	単独	国補助率	-	府補助率	-
⑤広域連携の取組 (該当する場合はチェック)							

①活動指標（アウトプット指標）及び成果指標（アウトカム指標）

活動指標値	生涯スポーツ事業の開催	成果指標値	生涯スポーツ事業参加者数
-------	-------------	-------	--------------

②現地視察（8/28開催）時メモ

現地視察の実施なし。

③市民意見募集（9/13～10/18まで）の結果

意見なし。

④第3回進行管理部会（10/8開催）での委員意見

■幼児・高齢者、障がいがある方が参加しやすい工夫をこれからも願いたい。 ■成果指標「生涯スポーツ事業参加者数」の達成に向け、年々参加者数を伸ばし素晴らしいと感じた。 年齢層、障がいの有無、国籍など、現時点でスポーツイベントに参加できていない方がどのくらいいるものか、アンケートやヒアリングを通して数値化し、参加者をどれだけ増やすことができるかが次のステップであると考えられる。

⑤理事者ヒアリング（12/24開催）での担当説明及び市長・副市長評価・今後の方針等

【担当説明等】 ●幼児期から高齢者、障がい者に対し、毎月1回土曜日に体育館で、ふれあいスポーツデーをスポーツ推進委員と共同で行っている。コロナ禍でスポーツをする機会が減ってしまったが、実施内容や広報の方法を工夫することで参加者数はコロナ前の数字に戻ってきている。 ●昨年までは違う種目を毎回実施していたが、参加者から、せっかく覚えたスポーツを継続してやりたいという声があり、可能な限り一つの種目に集中して実施している状況であり、地域の広がりもできており、一定の効果を感じている。今後は市民の関心度を把握するため、アンケートを実施したい。 ●ふれあいスポーツデーの基本的な運営はスポーツ推進委員が行っており、作業所等からモルック等の指導の派遣依頼をいただき、スポーツの指導も行っている。そういったところから、スポーツの輪は広がっているため、今後も障がい者スポーツ指導員の資格取得もすすめながら取り組んでもらいたい。 【市長・副市長評価・今後の方針等】 ●ふれあいスポーツデーの参加人数を目標値に設定するのではなく、ターゲットを明確にして参加したことによって地域でスポーツが広がったことがわかる事業の設計が必要である。 ●出張ふれあいスポーツデーとして花ノ木医療福祉センター等に出向く等、さらに多くの人に参加してもらえるよう手法や目標設定を見直してはどうか。
--

⑥第4回進行管理部会（3/7開催）での委員意見

●活用可能なアンケートを実施するにはプロの知見が必要と考える。職員でアンケートを作成するのであれば、勉強が必要である。 ●部活動の地域移行が進むと、経済的な理由や親の事情によってスポーツをやりたくてもできないスポーツ格差が生じる。今後は生涯スポーツとして高齢者だけでなく誰もがスポーツにアクセスできるという視点が必要である。 ●スポーツ用品のリユースの仕組みを作り、負担なくスポーツができるような仕組みを作ってはどうか。

第5次亀岡市総合計画 令和6年度行政評価シート

主管室・部/課/係	室・部	環境先進都市推進部	課	資源循環推進課	係	資源循環推進係
担当者	永本 恭平			55-5305	内線	2433

①整理番号	章	5	節	2	具体的施策No. 施策名	②5資源循環・廃棄物処理	
②事業No.事業名	240.分別収集計画の見直し及びその実施				事業実施 期 間	R3	～ R7
③新規・継続	継続	④事業区分	単独	国補助率	-	府補助率	-
⑤広域連携の取組 (該当する場合はチェック)							

①活動指標（アウトプット指標）及び成果指標（アウトカム指標）

活動指標値	・ごみの分別拡大システムの検討 ・亀岡市循環型社会推進審議会への諮問	成果指標値	燃やす、埋立てごみ処理量削減
-------	---------------------------------------	-------	----------------

②現地視察（8/28開催）時メモ

◆集積した「埋め立てるしかないごみ」の中に燃えるごみや資源ごみが混ざっていることが多いため、中間処理業者が手作業で分別を行っている。

◆中間処理に係る施設を新たに設置する予定はあるか。⇒現在のところはない。

◆市内の小学4年生が校外学習で中間処理について学んでいる。説明を聞いた子ども達がおうちに帰り保護者に伝えることで分別意識の向上に繋がればと考えている。

③市民意見募集（9/13～10/18まで）の結果

意見なし。

④第3回進行管理部会（10/8開催）での委員意見

■市の取組みにより埋立処分場が当初の計画より延命されていることは、効果が出ていることとして大変評価するものです。市民に具体的な成果内容の周知・広報をし、環境先進都市としてのシビックプライド醸成を図ってほしい。

■全国的にも大きな注目を集めている施策であり、一層の充実を望む。事業費については、人件費や報償費なども計上して、全体像が見えるようにしていただきたい。

■ごみの削減量はアウトプット指標であり、それによる財政負担の軽減やシビックプライドの向上などをアウトカム指標として用いるべきである。場合によっては、別途市民アンケートやヒアリングなど、現状把握のためのリサーチを行われることも、指標化のための現状把握としては良いのではないかと思います。

■エコトピアの再分別の取り組みは非常に重要であるが、労働環境が劣悪である。今後、他地域からの視察に耐えうる設備への更新なども検討されたい。

■埋立ごみの中には分別が十分ではないものが多く見受けられた。家庭ごみの行方を視察等を通して学ぶ企画は少しずつ意識を変えていく刺激となる。

■審議会で議論を重ね、それを実践することで、ゴミの量を減らしたことは、この事業が上手くいっていることを表している。この事業の経済的な価値だけでなく、市民の皆さんの亀岡を誇りに思う気持ちを高めていることを、アウトカムに入れてもよいと思う。

⑤理事者ヒアリング（12/24開催）での担当説明及び市長・副市長評価・今後の方針等

【担当説明等】

●ごみの分別によるごみの削減効果については、令和6年度のごみの分別資源化の状況にあわせてあと何年施設を利用できるのか等市民にわかりやすく引き続き周知していきたい。

●クリーン亀岡推進会議や自治会などでエコトピアの施設見学を実施し、資源循環の取組とエコトピアの家庭ごみの排出状況や、分別状況とを実際に見てもらうことでごみのさらなる資源化や削減について理解を深めていただき、自治体等コミュニティの力も借りながら、ごみの削減について推進し、来年度も引き続き、ごみの分別資源化によるエコトピアの延命について取り組んでいきたい。

●埋め立てごみ中間処理施設における労働者の環境については、受託業者に自ら労働環境の改善をしてもらうこととしているが、今後熱中症等も考えられるので亀岡市として事故の未然防止について協議を進めて対策をしていきたい。

【市長・副市長評価・今後の方針等】

●労働環境の改善については真夏の露天作業時には扇風機を設置する等既に対策をしているが、今後も熱中症対策等受託業者と協議の上改善に取り組む必要がある。

⑥第4回進行管理部会（3/7開催）での委員意見

●北九州市のエコタウンセンターを参考に、視察などの際に働いている人が誇りをもってもらえるような現場にしていきたい。

●中間処理施設の労働環境は委託先の範疇であるが、市の場所を使っている以上は市の責任で労働環境の改善に取り組んでほしい。

第5次亀岡市総合計画 令和6年度行政評価シート

主管室・部/課/係	室・部	まちづくり推進部	課	土木管理課	係	
担当者		足立 慎吾	直通	25-5044	内線	3387

①整理番号	章	7	節	3	具体的施策No. 施策名	③21適正な維持管理	
②事業No. 事業名	335.河川維持事業				事業実施 期 間	R3	～ R7
③新規・継続	継続	④事業区分	単独	国補助率	-	府補助率	-
⑤広域連携の取組 (該当する場合はチェック)							

①活動指標（アウトプット指標）及び成果指標（アウトカム指標）

活動指標値	河川維持管理作業委託の実施	成果指標値	市管理河川の氾濫による浸水被害件数（農地除く）
-------	---------------	-------	-------------------------

②現地視察（8/28開催）時メモ

◆土砂が堆積した河川は、大雨の際に下流への影響があるため、浚渫工事を行う。 ◆宮ノ谷川においても浚渫工事がなされ、当初堆積した土砂を全て取り除く計画であったが、蜚の生育環境のため一部残すなどの環境に配慮した取組を行っている。 ◆浚渫工事は何年周期で行われるのか。⇒流れてくる土砂のペースによるが、河積の3割以上となると、溢れる可能性があるため、一つの目安である。 ◆河川法では、治水、利水、環境が優劣ないものとされている。しかし、災害時の被害軽減のための工事が優先されている状況である。
--

③市民意見募集（9/13～10/18まで）の結果

意見なし。

④第3回進行管理部会（10/8開催）での委員意見

■近頃、局地的豪雨が発生し、治水事業の重要性が高まっており、河川の適正な管理は市民の安全安心を守る基本であることから、現状把握の上、優先順位を付けながら、事業の推進を願う。 ■また、有効的な浚渫方法（全ての堆積されている土砂を除去するのではなく）堆積土砂が溜まりにくい広報などを研究願いたい。 ■浚渫など治水に関する地域要望が多いのは理解できるが、河川法や総合計画では、環境に配慮した川づくりが明記されており、治水一辺倒にならないようにお願いしたい。本事業は「パートナー」の欄に記載がないが、河川は自治会等の地域団体やNPO、あるいは大学等、多様な人々が関わる場でもあり、事業の実施に当たっては、そうした人々との協働が欠かせない。ぜひ、協働取組を仕組みとして構築していただきたい。 ■限られた予算の中で、気候変動下における安心安全、生態系回復のための環境、市民の親水空間というさまざまなニーズが求められる分野になりますので、その分知恵を絞っていかねばなりません。大学との連携や市民協働のプロセスなど、方法に関しては国内外に事例がございますので、地域住民の要望に応えるだけではなく、流域治水時代のグリーンインフラ事業としてリードしていく取り組みになることを期待します。 ■環境に配慮した、流路を維持する浚渫をしているので、今後そのような取組みを計画（実施）する際は、周知、広報すべきである。 ■環境条件が激変している現状で、将来を見据えた計画を検討すべきではないか。

⑤理事者ヒアリング（12/24開催）での担当説明及び市長・副市長評価・今後の方針等

【担当説明等】 ●治水だけでなく、環境に配慮した工法をするようご指摘いただいたものと認識しているが、治水一辺倒になるのはやむを得ないことだと考える。市が管理している普通河川については、1級河川のような大きなものではなく、規模の小さい水路のようなものがほとんどである。委員意見も理解はしているが、治水の観点から、定期的な浚渫が必要と考える。 ●堆積しにくい工法とのご指摘については、限られた断面の中で浚渫を行うと、地域の方から土がたまっていて取り切れていないとの指摘もあり、地域の方の理解をいただくのが難しい。 ●現地視察を行った宮ノ谷川は、断面を少し残して浚渫を行うことを自治会と相談した上で浚渫を実施したが、自治会からはもっと浚渫をするよう意見をいただいた。今後も自治会と相談し、理解を得ながら浚渫を実施していきたい。 【市長・副市長評価・今後の方針等】 ●環境に配慮した河川環境の保全については総合計画の基本計画にも掲げている。地元の方にとっては土砂災害が起こらないようしっかり浚渫を行ってほしいとの意見も理解はできる。地域の方と相談しながら浚渫等河川の整備をすすめる必要がある。

⑥第4回進行管理部会（3/7開催）での委員意見

●河川法には治水・利水・環境の3つの目的があり、これはどれを優先するというものではなく、同じ位置づけである。「治水一辺倒になるのはやむを得ない」という考えは法令違反になりうる。 ●堆積しにくい工法について、住民に理解をしてもらえるように説明をするのが担当職員の務めではないか。
